

越谷市景観アドバイザー制度について

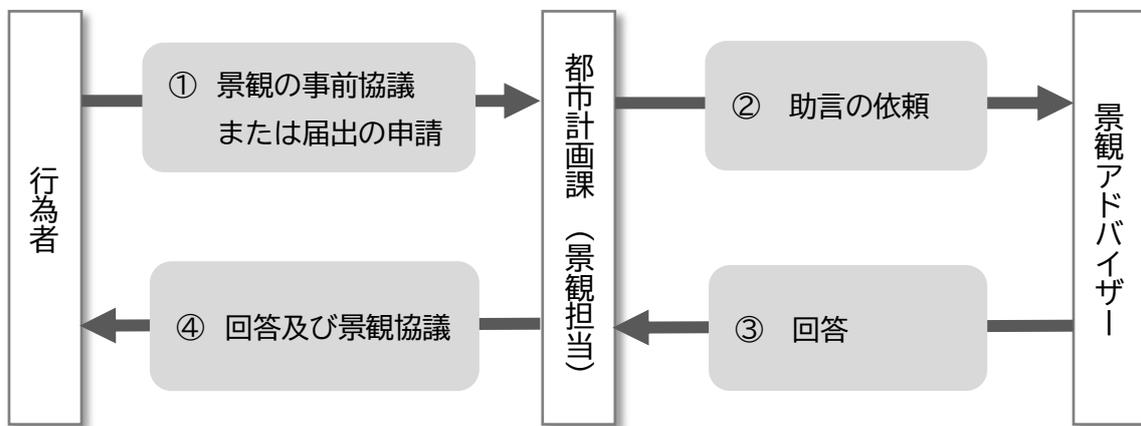
本市では、景観計画に定める事項その他良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言を行う景観アドバイザーを設置しております。(越谷市景観条例第39条)

景観まちづくりや色彩の専門家が、景観の事前協議及び届出の内容に関して、専門的見地から助言などを行っておりますので、積極的に制度を活用し、良好な景観形成の推進にご協力をお願いいたします。

■景観アドバイザー助言対象要件

- ・【一般地域】高さが31mを超えるもの 又は 建築(築造)面積が2,000㎡を超えるもの
- ・【特定地区】高さが15mを超えるもの 又は 建築(築造)面積が1,000㎡を超えるもの
- ・その他、周辺に与える影響が大きいと思われる行為等

■景観アドバイザーへの依頼の流れ



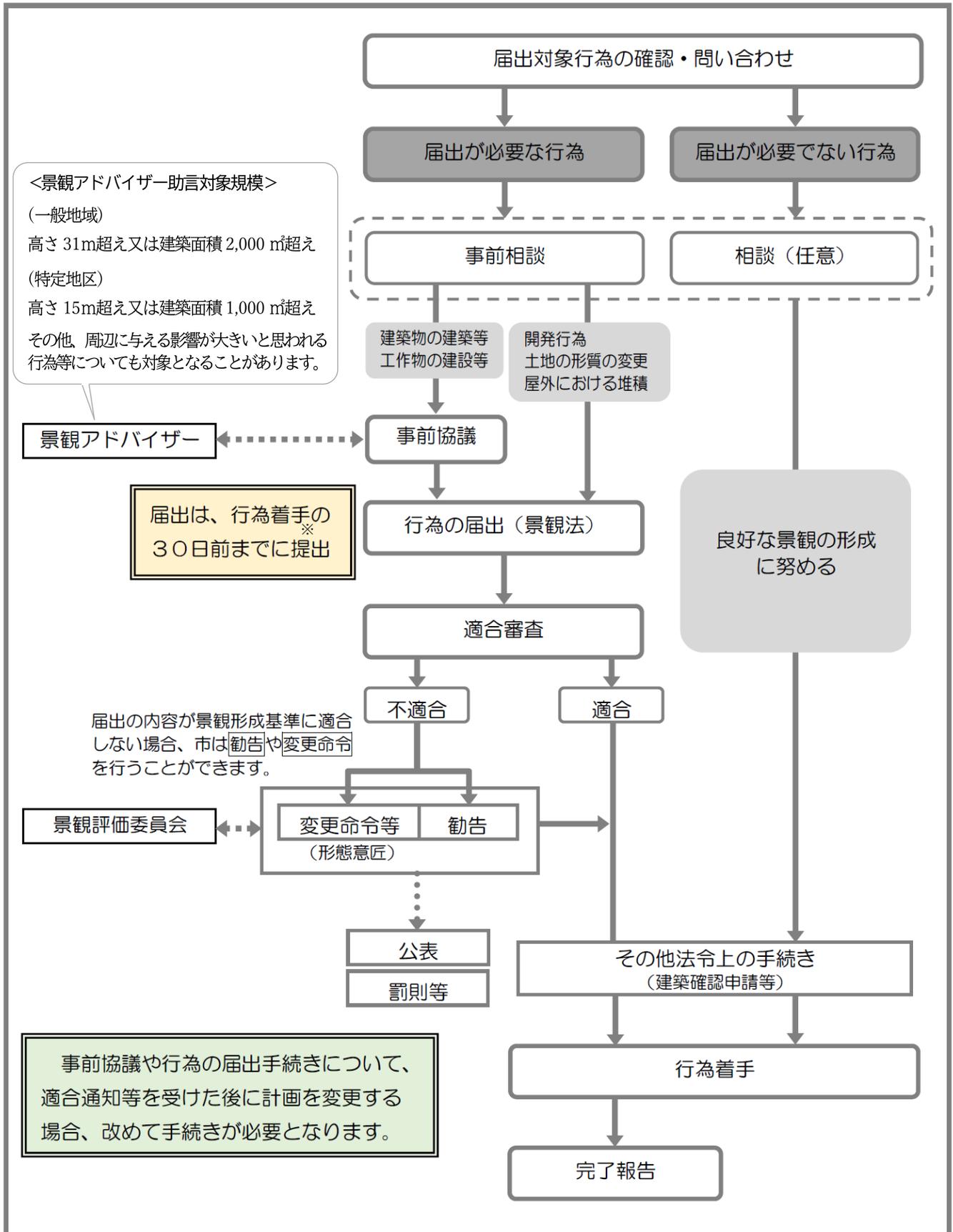
※通常の手続きに加えて2週間から4週間程度の期間がかかります。

■景観アドバイザーからの助言例

- ① 色彩について
 - ・ 建築物等の外壁、屋根の色彩選定
 - ⇒ 配色のバランス(明度彩度の対比等)を調整すること
 - 維持管理の観点(素材等)を配慮すること
 - ・ 外構(フェンス、ブロック)の色彩選定
 - ⇒ 地域に応じた景観に配慮した色彩とすること
- ② 植栽計画について
 - ・ 植栽の配置や樹種など
 - ⇒ シンボルツリーの活用(配置と樹種)に配慮すること
 - 埼玉県在来種や樹種(落葉、常緑、低木、地被など)の組み合わせを行うこと
- ③ その他の事項について
 - ・ 設備、駐車場、ごみ置き場など
 - ⇒ 道路側から見えない場所へ配置、周辺への緑化、柵の設置などを行うこと
 - ・ 広告物
 - ⇒ 面積や個数、色彩の検討(明度彩度の調整等)を行うこと
 - ・ 照明計画
 - ⇒ 点灯調整(時間、照度等)を行うこと

※助言内容については、できる限り計画に反映していただきますようお願いいたします。

(参考) 景観届出等に関する手続きの流れ



※ 建築物、工作物の新築等：上屋部の工事又は付帯設備の整備に着手した段階（根切工事、杭工事などの基礎工事は含まない）

建築物、工作物の外観の変更：本体の施工に取り掛かった段階（足場設置は含まない）

開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積：切土、盛土、工作物の設置のうち、最初に取り掛かった段階

【問い合わせ先】越谷市役所 都市計画課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL：048-963-9221

FAX：048-965-0948

メール：toshikei@city.koshigaya.lg.jp